

○ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

記載の支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり／約款」に記載していますのでご確認ください。

INDEX

	ページ
1 商品の特長としくみ	P.2
2 お取扱内容	P.3
3 保障内容(主契約)	P.5
4 保険料の払込免除	P.8
5 解約返戻金	P.8
6 ご契約が消滅したときなどにおける保険料のお取り扱い	P.9
7 配当金	P.9
8 付加できる特約	P.9
9 傷病歴などがある場合のお取り扱いについて	P.21
10 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口	P.21

1 商品の特長としくみ

○ 保険商品の名称

- 正式名称：無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)
- ペットネーム：こだわり医療保険 with PRIDE

○ 特長

一生涯の保障

被保険者が、疾病や不慮の事故によって入院されたり手術を受けられたときなどに、給付金をお支払いする一生涯保障の続く保険です。

2つの保険料率

この保険の保険料率は、「標準保険料率」と、被保険者が所定の基準を満たした非喫煙者である場合に適用となる、「標準保険料率」と比べて割安な保険料の「非喫煙者保険料率」があります。特約の保険料率にも、一部を除いて「標準保険料率」と「非喫煙者保険料率」のお取り扱いがあります。

保険料払込期間

短期払と終身払の2種類があります。

保険料の払込免除

被保険者が所定の高度障害状態・身体障害状態に該当されたとき、以後の保険料のお払い込みが免除になります。

保障内容の充実

特約を付加いただくことで、保障内容をより一層充実させることができます。先進医療に備える特約や、ガン、急性心筋梗塞、脳卒中などの重大疾病に備える特約など、さまざまなニーズに応えられる特約をご用意しています。

主契約のしくみ図 [短期払の場合]



* 一般的に、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が、払込保険料の合計額は少なくなります。ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間の長いご契約に比べて短いご契約の方が、払込保険料の合計額は多くなる場合があります。

保険料率

● 被保険者が次の基準を満たした非喫煙者の場合は、「標準保険料率」と比べて割安な保険料の「非喫煙者保険料率」が適用となります。

【適用基準】 過去1年以内に喫煙をしていないこと

- 主契約および次の特約の保険料は、「標準保険料率」または「非喫煙者保険料率」のいずれかを適用して計算します。
 - ① 無配当無解約返戻金型入院見舞給付特約(16)
 - ② 無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)
 - ③ 無配当無解約返戻金型通院特約(16)
 - ④ 無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)
 - ⑤ 無配当無解約返戻金型健康連動型生存給付特約(16)
 - ⑥ 無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)

※ 七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)が付加されている場合、七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)の保険料は、主契約の保険料に組み込まれています。また、無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)とあわせて付加された場合は、その特約の保険料にも組み込まれています。

※ 三大疾病保険料払込免除特約(16)が付加されている場合、三大疾病保険料払込免除特約(16)の保険料は、主契約およびこれに付加されている特約(無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)を除きます)の保険料に組み込まれています。



喫煙歴については、告知に加えマニュアル生命所定の検査を実施いたします。所定の検査の結果などによっては、「非喫煙者保険料率」でお引き受けできない場合があります。

2 お取扱内容

主契約の保険期間、保険料払込期間および契約年齢

保険期間	保険料払込期間		契約年齢	
			標準保険料率	非喫煙者保険料率
終身	短期払	10年	0～60歳	20～60歳
		60歳満了	0～45歳	20～45歳
		65歳満了	0～50歳	20～50歳
		70歳満了	0～55歳	20～55歳
	終身払	終身	0～70歳	20～70歳

※0歳については、出生日からその日を含めて14日経過後

※特約を付加することで、契約年齢の範囲が上記と異なる場合があります。

保険料払込方法

保険料払込方法(回数)	月払・半年払・年払
保険料払込方法(経路)*1	クレジットカード扱(月払)*2 口座振替扱(月払・半年払・年払)、振込扱(半年払・年払) 団体扱(月払・半年払・年払)

*1 保険料払込方法(経路)による保険料の割引はおこなっておりません。また、団体扱は勤務先などの団体とマニュアル生命が団体扱契約を締結する必要があります。

*2 契約者が法人の場合は、クレジットカード扱はお取り扱いできません。

3 保障内容(主契約)

被保険者が責任開始期(告知もしくは第1回保険料相当額の領収日のいずれか遅い時)以後に次の支払事由に該当されたときに給付金をお支払いします。

○ 入院給付

- 1入院のお支払限度の型:30日型・60日型・120日型(通算1,000日)
- 受取人:被保険者

給付金の名称	支払事由	お支払額*2
疾病入院給付金	疾病により入院し、その入院日数が1日*1以上のとき	入院給付金日額 × 入院日数
災害入院給付金	不慮の事故によりその事故の日を含めて180日以内に入院を開始し、その入院日数が1日*1以上のとき	

*1 入院日数が1日とは入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

*2 疾病入院給付金と災害入院給付金とが重複する場合、重複する入院日数については災害入院給付金のみをお支払いします。

→ 参照 「不慮の事故」について、くわしくは「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。

○ 手術給付

- 受取人:被保険者

給付金の名称	支払事由	お支払額
手術給付金	<p>次の手術を受けられたとき</p> <p>疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因による、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為を受けられたとき。</p> <p>ただし、次に該当するものを除きます。</p> <p>①創傷処理 ②皮膚切開術 ③デブリードマン ④骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ⑤抜歯手術 ⑥鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)</p>	<p>(入院中の場合) 入院給付金日額 × 20</p> <p>(入院中以外の場合) 入院給付金日額 × 10</p>

- 同時に2以上の手術を受けられたときは、1回の手術を受けたものとみなして手術給付金をお支払いします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される手術を複数回受けられたときは、一連の治療過程で最初に手術を受けられた日から、その日を含めて60日以内に受けられた手術のうち手術給付金の支払額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。この場合、最初に手術を受けられた日からその日を含めて60日経過後に受けられた手術については、新たな手術とみなします。

→ 参照 「公的医療保険制度」「医科診療報酬点数表」について、くわしくは「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。

○ 放射線治療給付

- 受取人:被保険者

給付金の名称	支払事由	お支払額
放射線治療給付金	疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因による、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を受けられたとき	入院給付金日額 × 20

- 放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を複数回受けられたときは、放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けられた日から、その日を含めて60日以内に受けられた放射線治療に対しては放射線治療給付金をお支払いしません。

○ 骨髄移植給付

- 受取人:被保険者

給付金の名称	支払事由	お支払額
骨髄移植給付金	疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因による、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術を受けられたとき	入院給付金日額 × 20

- 骨髄移植術には、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植を含めます。ただし、異種移植(ヒト以外からヒトへの移植)は含めません。

次のページへ続く →

○ 骨髄ドナー給付

● 受取人：被保険者

給付金の名称	支払事由	お支払額
骨髄ドナー給付金	責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞の採取術を受けられたとき	入院給付金日額 × 20

- 骨髄幹細胞の採取術には、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含めます。ただし、自家移植(骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる場合)を除きます。

○ 集中治療給付

● 受取人：被保険者

給付金の名称	支払事由	お支払額
集中治療給付金	疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因による、疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院中に、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により救命救急入院料等の算定対象となる集中治療室管理を受けられたとき	入院給付金日額 × 20

- 集中治療給付金は、1回の入院に対して1回のお支払いを限度とします。

→ 参照 「**歯科診療報酬点数表**」について、くわしくは「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。



- マニユライフ生命は、法令等の改正による公的医療保険制度の改正があり、この保険の手術給付金、放射線治療給付金、骨髄移植給付金または集中治療給付金の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡いたします。
- この保険には、死亡給付金はありません。
- 被保険者が死亡されたとき、この保険に解約返戻金がある場合は、その額を契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。
- 契約者が法人の場合、ご契約の締結の際にお申し出がないときには、給付金は契約者にお支払いします。

→ 参照 くわしくは、「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

4 保険料の払込免除

被保険者が、責任開始期以後の保険料払込期間中に、次のいずれかの保険料の払込免除事由に該当された場合には、それ以後の保険料のお払い込みを免除します。

○ 疾病・不慮の事故などにより高度障害状態・身体障害状態になったとき

保険料の払込免除事由

- ① 疾病または傷害により、高度障害状態に該当されたとき
- ② 不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態に該当されたとき

→ 参照 「**高度障害状態**」「**不慮の事故**」「**身体障害の状態**」について、くわしくは「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

→ 参照 「**三大疾病保険料払込免除特約(16)**」が付加された場合の、三大疾病で所定の状態になったときの保険料の払込免除については、**P.12**をご確認ください。

→ 参照 くわしくは、「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

5 解約返戻金

- この保険(主契約)は、短期払の場合には、保険料払込期間中は解約返戻金がありませんが、保険料払込期間満了後かつ保険料のお払い込みが終了している場合には、入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。また、終身払の場合には、解約返戻金はありません。
- この保険に付加できる特約には、解約返戻金はありません(無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)を除く)。
- 無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)は、低解約返戻金型ではない特約として計算した場合に比べ、保険料払込期間中は解約返戻金が低く抑えられています。無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の解約返戻金の水準は、保険料払込期間中において、低解約返戻金型ではない特約として計算した場合の解約返戻金の70%相当額です。

※無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)に特別保険料の領収による特別条件が付され、特別保険料に対する解約返戻金がある場合でも、解約返戻金の合計額は特約保険金額をこえることはありません。また、保険金の削減支払による特別条件が付された場合は、削減期間中の解約返戻金の合計額は、削減の後の特約保険金額をこえることはありません。

6 ご契約が消滅したときなどにおける保険料のお取り扱い

払い込まれた保険料に対応する保険料期間の満了前に、保険契約が消滅(解約、解除その他理由を問いません)、または保険料のお払い込みが免除されたときなど、払い込まれた保険料のうち、未経過の保険料期間に応じて払い戻す金額はありません。

7 配当金

この保険に配当金はありません。

8 付加できる特約

○ 無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)

- 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一
- 受取人：被保険者

中途付加できません

被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに給付金をお支払いします。

給付金の名称	支払事由	お支払額	支払限度の型	通算支払限度
七大生活習慣病入院給付金	七大生活習慣病(悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患、糖尿病、肝疾患、腎疾患)により入院をされ、その入院日数が1日以上するとき	七大生活習慣病入院給付金日額 × 入院日数	30日型 60日型 120日型 (主契約と同じ)	1,000日

- 主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。
- この特約の給付金が通算支払限度に達した場合には、この特約は消滅します。ただし、七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)があわせて付加されている場合は、消滅しません。


○ 七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)

- 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一

中途付加できません

主契約の疾病入院給付金の1回の入院についてのお支払限度または通算支払限度に到達した日の翌日以後に、被保険者が七大生活習慣病(悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患、糖尿病、肝疾患、腎疾患)を直接の原因として入院をされた場合、その入院日数分の疾病入院給付金をお支払いします。

- この特約を付加した場合、主契約の疾病入院給付金の通算支払限度に、この特約による疾病入院給付金の支払日数を含みます。
- 無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)があわせて付加されている場合は、七大生活習慣病入院給付金の1回の入院についてのお支払限度または通算支払限度に到達した日の翌日以後に、被保険者が七大生活習慣病を直接の原因として入院をした場合には、その入院日数分の七大生活習慣病入院給付金をお支払いします。
- この場合、無配当無解約返戻金型七大生活習慣病入院特約(16)の七大生活習慣病入院給付金の通算支払限度に、この特約による七大生活習慣病入院給付金の支払日数を含みます。
- 無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)があわせて付加されている場合は、女性疾病入院給付金の1回の入院についてのお支払限度または通算支払限度に到達した日の翌日以後に、被保険者が七大生活習慣病および女性特定疾病のいずれにも該当する疾病を直接の原因として入院をした場合には、その入院日数分の女性疾病入院給付金をお支払いします。
- この場合、無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)の女性疾病入院給付金の通算支払限度に、この特約による女性疾病入院給付金の支払日数を含みます。
- メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)があわせて付加されている場合、この特約により支払うべき疾病入院給付金とメンタル疾患入院支払日数延長特約(16)により支払うべき疾病入院給付金とが重複するときは、この特約により支払うべき疾病入院給付金を支払い、メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)により支払うべき疾病入院給付金は支払いません。

 主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

→ 参照 「七大生活習慣病」について、くわしくは「ご契約のしおり／約款」をご確認ください。

次のページへ続く →

○ 無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)

- 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一
- 受取人：被保険者

中途付加できません

被保険者が次の支払事由に該当されたときに保険金等をお支払いします。

保険金等の名称	支払事由	お支払限度	お支払額
三大疾病 保険金	次のいずれかに該当したとき (1)ガン責任開始日* ¹ 以後、ガン責任開始日前を含めて初めて悪性新生物(ガン)に罹患したと医師によって診断確定されたとき (2)責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、それらの治療のために以下のいずれかに該当したとき ①その入院日数が継続して20日に達すること ②開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術、血管・バスケットカテーテル手術のいずれかの手術を受けたとき	1回	三大疾病 保険金額
三大疾病 継続年金	次のすべてを満たしたとき (1)三大疾病保険金がお支払されたこと (2)継続年金支払期間* ² 中の、三大疾病保険金の支払事由該当日の年単位の応当日に生存していること	4回	三大疾病 保険金額の 25%
上皮内新生物 診断保険金	ガン責任開始日* ¹ 以後かつ三大疾病保険金の支払事由該当日の前までの間に、ガン責任開始日前を含めて初めて所定の上皮内新生物に罹患したと医師によって診断確定されたとき	1回	三大疾病 保険金額の 50%

*1 「ガン責任開始日」とは、責任開始期(告知もしくは第1回保険料相当額の領収日のいずれか遅い時)の属する日からその日を含めて91日目を行います。

*2 三大疾病保険金の支払事由該当日からその日を含めて三大疾病保険金の支払事由該当日の5年目の応当日の前日までの期間

- 三大疾病保険金をお支払いした場合、この特約の将来の保険料のお払い込みは不要となります。

- ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、三大疾病保険金はお支払いしません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6か月以内に契約者からお申し出があったときは、この特約は無効となります。
- 上皮内ガン、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンは三大疾病保険金のお支払いの対象となりません。
- 三大疾病保険金の支払事由該当日以後に、上皮内新生物診断保険金の支払事由に該当した場合、上皮内新生物診断保険金は支払われません。
- 三大疾病保険金の支払事由が発生する前に主契約が消滅したとき、または継続年金支払期間が満了したとき、この特約は消滅します。

→ 参照 「悪性新生物(ガン)」「急性心筋梗塞」「脳卒中」「上皮内新生物」について、くわしくは「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。

○ 三大疾病保険料払込免除特約(16) 中途付加できません

被保険者が、責任開始期以後の保険料払込期間中に、次の保険料の払込免除事由に該当されたとき、以後の保険料*¹のお払い込みを免除します。

保険料の払込免除事由
次のいずれかに該当したとき (1)ガン責任開始日* ² 以後、ガン責任開始日前を含めて初めて悪性新生物(ガン)に罹患したと医師によって診断確定されたとき (2)責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、それらの治療のために以下のいずれかに該当したとき ①その入院日数が継続して20日に達すること ②開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術、血管・バスケットカテーテル手術のいずれかの手術を受けたとき

*1 主契約および特約(無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)を除きます)の保険料。

*2 「ガン責任開始日」とは、責任開始期(告知もしくは第1回保険料相当額の領収日のいずれか遅い時)の属する日からその日を含めて91日目を行います。

- この特約の保険期間は、契約日からこの特約が付加されている主契約および主契約に付加される特約の保険料払込期間がすべて満了する時までです。

- ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、保険料のお払い込みは免除しません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6か月以内に契約者からお申し出があったときは、この特約は無効となります。
- 上皮内ガン、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンは保険料の払込免除の対象となりません。
- 主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

次のページへ続く →

○ 無配当無解約返戻金型女性疾病入院特約(16)

- 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一
- 受取人：被保険者

中途付加できません

被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに給付金をお支払いします。

給付金の名称	支払事由	お支払額	支払限度の型	通算支払限度
女性疾病入院給付金	女性特定疾病により入院され、その入院日数が1日以上するとき	女性疾病入院給付金日額 × 入院日数	30日型 60日型 120日型 (主契約と同じ)	1,000日



- 主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。
- この特約の給付金が通算支払限度に達した場合には、この特約は消滅します。ただし、七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)があわせて付加されている場合は、消滅しません。

→ 参照 「女性特定疾病」について、くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」をご確認ください。

○ 無配当無解約返戻金型先進医療特約(16)

- 保険期間・保険料払込期間：10年
- 受取人：被保険者

中途付加できません

被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに給付金をお支払いします。

給付金の名称	支払事由	お支払額
先進医療給付金	疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因により先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかる技術料相当額
先進医療見舞給付金		1回の療養につき、5万円

先進医療とは

厚生労働大臣が定める先進医療

(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)

- 対象となる先進医療は適宜変更され、受療時に先進医療の対象となっていた医療技術がお支払いの対象となります。なお、先進医療については、厚生労働省のホームページで逐次ご確認ください。
- 先進医療の一覧に記載の医療技術による治療を受けても、治療方法や症例によっては、先進医療による治療に該当しないこともあります。治療を受けられる前に主治医に必ずご確認ください。

この特約の保険期間は10年(最長90歳まで更新可能)です。

- 主契約の保険料払込期間中に特約の保険期間が満了する場合、保険期間満了の日の2か月前までにお申し出がない限り、自動的に更新されます。ただし、更新後の保険期間満了時の被保険者の年齢が90歳以下、かつ、更新後の保険期間満了の日が主契約の払込期間満了の日をこえないこととします。
- 更新後の保険期間は更新前の保険期間と同一とします。ただし、上記の限度をこえる場合には、その年齢まで保険期間を短縮して更新されます。
- 主契約の保険料払込期間満了後も、お申し出いただいたときは、所定の範囲内で更新できる場合があります。くわしくは、マニユライフ生命コールセンターにお問い合わせください。
- 最終更新満了が90歳となる時に、お申し出により保険期間を終身として更新できます。
- 更新後の特約の保険料は、その時点の被保険者の年齢および保険料率で計算します。



- 同一の先進医療において複数回にわたり一連の療養を受けた場合、先進医療見舞給付金は、それらの一連の療養につき1回のお支払いとなります。
- 患者申出療養*として先進的な医療を受けられた場合には、先進医療給付金および先進医療見舞給付金はお支払いしません。
- 主契約が消滅したとき、または先進医療給付金のお支払いの総額が2,000万円に達したときは、この特約は消滅します。
- 先進医療給付金またはガン先進医療給付金が支払われるマニユライフ生命の他の保険にご加入済みの場合、この特約は付加できません。

* 患者の申し出により、先進的な医療を身近な医療機関で迅速に受けられるようにする制度。詳細については、厚生労働省ホームページをご参照ください。

次のページへ続く →

メンタル疾患入院支払日数延長特約(16)

● 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一

中途付加できません

主契約の疾病入院給付金の1回の入院についてのお支払限度に到達した日の翌日以後に、被保険者が次のメンタル疾患を直接の原因として入院をされた場合、その入院日数分の疾病入院給付金をお支払いします。

この特約を付加した場合、この特約による1回の入院についての疾病入院給付金の支払日数は、主契約の1回の入院についての支払限度と合算して365日を限度とします。

メンタル疾患		
● 統合失調症	● 統合失調症型障害および妄想障害	● 気分(感情)障害
● 神経症性障害	● ストレス関連障害	● 身体表現性障害
● 摂食障害		



- 主契約が消滅したとき、または主契約の疾病入院給付金が通算支払限度に達した場合には、この特約は消滅します。
- この特約を付加した場合、主契約の疾病入院給付金の通算支払限度に、この特約による疾病入院給付金の支払日数を含みます。
- 七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)があわせて付加されている場合、この特約により支払うべき疾病入院給付金と七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)により支払うべき疾病入院給付金とが重複するときは、七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)により支払うべき疾病入院給付金を支払い、この特約により支払うべき疾病入院給付金は支払いません。

→ 参照 「メンタル疾患」について、くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」をご確認ください。

無配当無解約返戻金型特定在宅治療支援特約(16)

● 保険期間・保険料払込期間：10年

● 受取人：被保険者

中途付加できません

被保険者が特約の保険期間中に次の支払事由に該当されたときに給付金をお支払いします。

給付金の名称	支払事由	お支払限度	お支払額
特定在宅治療支援給付金	つぎのすべてを満たす医師の指導管理を受けられたとき (1)疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする医師の指導管理であること (2)つぎのいずれかの治療を病院または診療所以外の場所で行なうために必要な医師の指導管理であること ①自己注射療法 ②人工透析療法 ③酸素療法 (3)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により指導管理料が算定されること	支払事由に該当する日が属する月ごとに1回 通算60回	特定在宅治療支援給付金額

この特約の保険期間は10年(最長90歳まで更新可能)です。

- 主契約の保険料払込期間中に特約の保険期間が満了する場合、保険期間満了の日の2か月前までにお申し出がない限り、自動的に更新されます。ただし、更新後の保険期間満了時の被保険者の年齢が90歳以下、かつ、更新後の保険期間満了の日が主契約の払込期間満了の日をこえないこととします。
- 更新後の保険期間は更新前の保険期間と同一とします。ただし、上記の限度をこえる場合には、その年齢まで保険期間を短縮して更新されます。
- 主契約の保険料払込期間満了後も、お申し出いただいたときは、所定の範囲内で更新できる場合があります。くわしくは、マニュアル生命コールセンターにお問い合わせください。
- 最終更新満了が90歳となる時に、お申し出により保険期間を終身として更新できます。
- 更新後の特約の保険料は、その時点の被保険者の年齢および保険料率で計算します。



主契約が消滅したとき、またはこの特約の支払回数がお支払限度(通算)に達した場合には、この特約は消滅します。

→ 参照 「自己注射療法」「人工透析療法」「酸素療法」について、くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」をご確認ください。

次のページへ続く →

○ 無配当無解約返戻金型入院見舞給付特約(16)

- 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一
- 受取人：被保険者

中途付加できません

被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに給付金をお支払いします。

給付金の名称	支払事由	お支払限度	お支払額
入院見舞給付金	主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をされたとき	入院1回につき1回	主契約の入院給付金日額 × 5



- 主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。
- 主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金のいずれもが通算支払限度に達した場合には、この特約は消滅します。ただし、七大生活習慣病入院支払日数無制限特約(16)があわせて付加されている場合は、消滅しません。
- 2回以上入院をされた場合でも、主契約において1回の入院とみなされる場合は、入院見舞給付金はそれらの入院につき1回お支払いします。

○ 無配当無解約返戻金型通院特約(16)

- 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一
- 受取人：被保険者

中途付加できません

被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに給付金をお支払いします。

給付金の名称	支払事由	お支払額	お支払限度	通算支払限度
通院給付金	主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院の退院後180日以内の期間(通院期間)に、その入院の直接の原因となった疾病または傷害の治療を目的として通院されたとき	通院給付金日額 × 通院日数	1回の入院の退院後の通院あたり30日	1,000日



- 主契約が消滅したとき、または主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金のいずれもが通算支払限度に達した場合には、この特約は消滅します。
- この特約の給付金が通算支払限度に達した場合には、この特約は消滅します。

○ 無配当無解約返戻金型健康運動型生存給付特約(16)

- 保険期間：保険料払込期間
- 受取人：契約者

中途付加できません

被保険者が次の支払事由に該当されたときに給付金をお支払いします。

給付金の名称	支払事由	お支払額
健康運動型生存給付金	対象期間*1満了時に生存しているとき	次の①の金額および②の金額(ただし、②の金額がマイナスとなる場合はゼロ)の合計額 ①(主契約の入院給付金日額) × 5 ②(主契約の入院給付金日額) × 5 - (対象期間中に支払事由が生じた主契約の医療給付金*2の支払額の合計) <対象期間*1が5年に満たない場合> 次の①の金額および②の金額(ただし、②の金額がマイナスとなる場合にはゼロ)の合計額となります。 ①(主契約の入院給付金日額) × 5 × { (直前の健康運動型生存給付金支払われたときからの経過年数) ÷ 5 } ②(主契約の入院給付金日額) × 5 × { (直前の健康運動型生存給付金支払われたときからの経過年数) ÷ 5 } - (対象期間中に支払事由が生じた主契約の医療給付金*2の支払額の合計)

*1 対象期間とは、保険料払込期間中の契約日または5年ごとの契約応当日からその日を含めて5年間のそれぞれの期間(5年ごとの契約応当日から保険料払込期間満了日までの期間が1年間から4年間までの場合の同期間を含みます)をいいます。

*2 主契約の「疾病入院給付金」「災害入院給付金」「手術給付金」「放射線治療給付金」「骨髄移植給付金」「骨髄ドナー給付金」「集中治療給付金」が対象になります。



主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

○ 無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)

● 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一

中途付加できません

被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに保険金をお支払いします。

保険金の名称	支払事由	お支払額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき	特約保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	疾病または傷害により高度障害状態に該当されたとき	特約保険金額	被保険者



- 契約者が法人で、かつ、主契約の給付金の受取人が契約者の場合、保険金は契約者にお支払いします。
- 主契約が消滅したとき、またはこの特約の支払事由に該当し保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

→ 参照 「高度障害状態」について、くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」をご確認ください。



マニライフ生命は、法令等の改正による公的医療保険制度の改正があり、各特約の支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、各特約の支払事由を変更することがあります。この場合、各特約の支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡いたします。

○ リビング・ニーズ特約

法人契約には付加できません

中途付加できます

被保険者が余命6か月以内と判断されたとき、死亡保険金*の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いします。ご請求額をご契約の保険金額の範囲内、かつ被保険者お一人について3,000万円(マニライフ生命の他の保険契約と通算)以内となります。

* 無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)を付加した場合の死亡保険金



- 死亡保険金の全部を特約保険金としてお支払いしたときは、無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)はそのご請求日にさかのぼって消滅します。
- 死亡保険金の一部を特約保険金としてお支払いしたときは、次のように取り扱います。
 - ①死亡保険金額は、減額されたものとみなします。
 - ②減額部分については、解約返戻金をお支払いしません。
 - ③継続する部分については、引き続き保険料のお払い込みが必要になります。また、継続する部分の死亡保険金は、死亡保険金の受取人に支払われます。

○ 指定代理請求特約

法人契約には付加できません

中途付加できます

被保険者が受取人となる給付金などを、被保険者ご自身が請求できない所定の特別な事情(病気やケガで意思表示ができない場合など)があるとき、被保険者の代理人としてあらかじめご指定いただいた「指定代理請求人」がその被保険者に代わってご請求いただけます。

- 無配当無解約返戻金型三大疾病保障特約(16)を付加している場合、三大疾病保険金の支払事由に該当した日以後、ご契約者は三大疾病継続年金以外の給付金などの指定代理請求人について、また三大疾病継続年金の受取人は三大疾病継続年金の指定代理請求人について、それぞれ指定していただくことができます。

→ 参照 各特約について、くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」をご確認ください。

9 傷病歴などがある場合のお取扱いについて

- マニユライフ生命では、契約者間の公平性を保つため、お客様の身体の状態すなわち給付金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴などがある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや特別な条件をつけて、ご契約をお引受けすることもあります)。
- 特別な条件には、「保険料の割増」「特定部位・指定疾病不担保」「特定障害状態不担保」などがあります。
- 特別な条件をつけてご契約をお引受けする場合には、条件の内容を提示しますので、内容をご確認ください。

10 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口

- 参照 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談窓口、指定紛争解決機関について、くわしくは、P.29「13 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口」をご確認ください。

□ 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項については「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

INDEX

	ページ
1 クーリング・オフ制度	P.23
2 非喫煙者用の保険料率	P.24
3 健康状態などの告知	P.24
4 保障の開始(責任開始期)	P.25
5 給付金などをお支払いできない場合	P.26
6 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効、復活	P.26
7 解約返戻金	P.26
8 ご契約が消滅したときなどにおける保険料のお取扱い	P.27
9 新たなご契約へ乗り換える場合	P.27
10 給付金などのお支払いに関するお手続き等	P.28
11 信用リスクと生命保険契約者保護機構	P.28
12 預金等受入金融機関を募集代理店としてこの商品にご加入されるお客様へ	P.29
13 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口	P.29

1 クーリング・オフ制度

ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

- **申込日または第1回保険料相当額の払込日***のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。この場合、お申込みいただいた金額をお返しいたします。
*クレジットカードによるお払込みの場合は、マニユライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日とします。
- マニユライフ生命が指定する医師による診査の後や、ご契約者が法人の場合などは、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除はできません。

クーリング・オフのお申し出方法

次の事項をご記入のうえ*1、マニユライフ生命の本社宛てに書面*2によりお申し出ください。

- ① 申込者または契約者の住所・氏名
- ② 申込番号
- ③ 返金先口座[銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人]*3
- ④ クーリング・オフの申出日
- ⑤ クーリング・オフをする旨の文言

*1 必ず申込者または契約者ご本人がご記入ください。

*2 お客さまの個人情報保護のため、なるべく封書にてお申し出ください。

*3 申込者または契約者名義の口座に限ります。口座名義人名はカタカナでご記入ください。

記入例

マニユライフ生命保険株式会社 御中
私は契約の申込みの撤回を行います。
契約者 ○○○○
申込番号 XXXXXXXXXXX(11桁)
返金先口座 ○○銀行○○支店
普通 △△△△△△△△ 口座名義人 ○○○○
申出日 △年△月△日
住所 東京都○○区○○町△-△-△
氏名 ○○○○(自署)

書面(封書)の送付先

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2
東京オペラシティタワー
マニユライフ生命保険株式会社 新契約部



- 電話や口頭でのお申し出はできません。
- 生命保険募集人等には、クーリング・オフのお申し出はできません。

→ 参照 クーリング・オフは、[マニユライフ生命ホームページ](http://www.manulife.co.jp)(www.manulife.co.jp)の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。

2 非喫煙者用の保険料率

→ 参照 くわしくはP.3「2 お取扱内容」をご覧ください。

3 健康状態などの告知

ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約または特約を解除することがあります。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業、喫煙歴など「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます。)」でマニユライフ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権はマニユライフ生命(会社所定の「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます。)」)およびマニユライフ生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)*・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。
- 傷病歴などがある場合でも、その内容によっては特別な条件をつけてお引受けすることがあります。
- マニユライフ生命の担当職員またはマニユライフ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または給付金などのご請求および保険料のお払込み免除のご請求の際に、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

告知義務違反によるご契約の解除・取消について



- 告知していただくことからは、告知書(情報端末のお手続き画面を含みます。)に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活の際の責任開始日)からその日を含めて2年以内であれば、マニユライフ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。
- 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の締結の際は、一般の契約と同様に告知義務があります。**告知が必要な傷病歴などがある場合、新たなご契約をお引受けできなかったり、その告知をされなかったために、新たなご契約が解除となる場合、あるいは詐欺により取消となる場合があります。**

4 保障の開始(責任開始期)

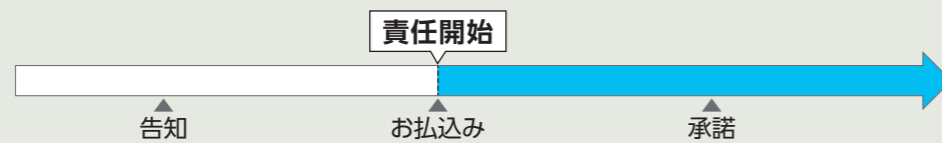
保障の責任は、告知と第1回保険料相当額のお払込みがともに完了した時から開始します。

- お申込みいただいたご契約をマニライフ生命が承諾した場合には、告知と第1回保険料相当額のお払込みがともに完了した時* (責任開始期) から、マニライフ生命はご契約上の責任を開始します。ただし、無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)および三大疾病保険料払込免除特約(16)を付加した場合におけるガンに関する保障は、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目(ガン責任開始日)からとなります。

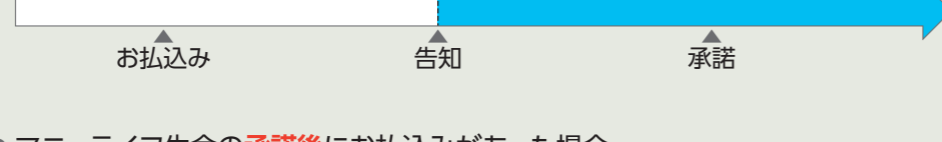
*クレジットカードによるお払込みの場合は、マニライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた時(告知前にクレジットカードの有効性等を確認したときには、告知の時)とします。

責任開始の例

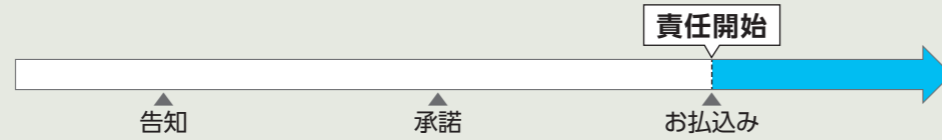
- マニライフ生命の**承諾前**にお払込みがあった場合



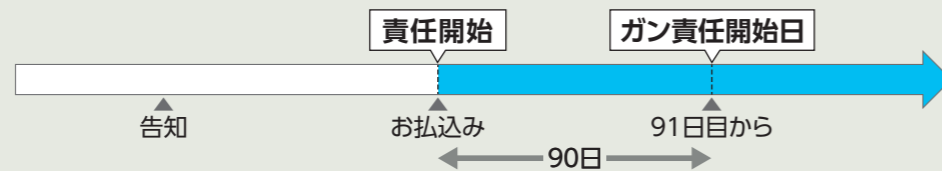
- マニライフ生命の**承諾後**にお払込みがあった場合



- マニライフ生命の**承諾後**にお払込みがあった場合



ガン責任開始日の例



- 生命保険募集人は、お客様とマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

5 給付金などをお支払いできない場合

次のような場合には、給付金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- 給付金などの免責事由に該当した場合
 - 例 受取人などの故意または重大な過失による支払事由該当など
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
 - 例 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約の締結に際して詐欺の行為があつてご契約が取消となった場合
- 給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)および三大疾病保険料払込免除特約(16)については、ガン責任開始日の前日以前にガンと診断確定されていた場合、ガンに関する保険金などは支払わず、保険料のお払込みを免除しません。

6 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効、復活

保険料のお払込みがないと、ご契約が失効することがあります。

- 保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。なお、払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。
- 保険料払込の猶予期間内に保険料のお払込みがないと、ご契約は失効します。
- いったん失効したご契約でも、失効した日からその日を含めて3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ただし、健康状態などによっては復活できない場合があります。

7 解約返戻金

➔ 参照 くわしくはP.8 [5 解約返戻金]をご覧ください。

8 ご契約が消滅したときなどにおける保険料のお取扱い

ご契約が消滅したときなどに、保険料の未経過分の払戻しはありません。

- 払い込まれた保険料に対応する保険料期間の満了前に、ご契約が消滅したとき(解約または解除されたとき、その他理由を問いません。)、または保険料のお払込みが免除されたときなどに、払い込まれた保険料のうち、未経過の保険料期間に応じて払い戻す金額はありません。

9 新たなご契約へ乗り換える場合

現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みを行なった場合、不利益となる事項があります。

- 現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不利益となります。
 - ・ 多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失うことがあります。
 - ・ 新たなご契約については、告知義務違反の場合、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、責任開始期前の原因による発病の場合などには、給付金が支払われないことがあります。
 - ・ 保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、解約・減額されるご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、予定利率が引き下がることによって保険料率が引き上げとなる場合があります。

10 給付金などのお支払いに関する手続き等

□ お支払いに関する手続き等について

- お客様からのご請求に応じて、給付金などのお支払いを行なう必要がありますので、給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があらわれる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにマニュアル生命コールセンターにご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり/約款」、マニュアル生命ホームページに記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- マニュアル生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、マニュアル生命コールセンターに必ずご連絡ください。
- 給付金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはマニュアル生命コールセンターにご連絡ください。

□ 給付金の代理請求について

- 被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

11 信用リスクと生命保険契約者保護機構

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- マニュアル生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の詳細は、下記までお問合せください。

生命保険契約者保護機構 **TEL 03-3286-2820**

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

預金等受入金融機関を募集代理店として この商品にご加入されるお客様へ

- この商品は生命保険であり預金などではありません。したがって元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- この商品のご契約のお申込みの有無が、取扱金融機関とその他の取引に影響を与えることはありません。
- 預金等受入金融機関がこの商品を募集する場合においては、法令によりお客様の範囲ならびにご契約の条件に制限があります。つきましては、あらかじめご契約者・被保険者となる方の勤務先などをご申告いただき、ご申告いただいた情報について、預金等受入金融機関の保険募集制限の対象などに該当するかどうかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。なお、保険ご加入後、保障内容についての変更をご希望される場合にも、法令などの制限を受けることがあります。

各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口

■ マニユライフ生命へのお問合せ

- 生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情につきましては下記までご連絡ください。


マニユライフ生命コールセンター
0120-063-730

お電話で
 受付時間 9:00～17:00
 (土日祝・12/31～1/3は除く)

■ 指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
 - (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

お客様の個人情報の お取扱い

マニユライフ生命は、個人情報のお取扱いに関する指針を定め、お客さまからご信頼いただける保険会社として、個人情報の適法かつ公正な方法による収集・利用、および適正な管理を通じてその正確性と機密性の保持に努めています。

マニユライフ生命は、お客さまのご契約等に関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会に登録し、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社等の特定の者と共同して利用しています。

「犯罪収益移転防止法」に もとづく取引時確認

マニユライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、一定の生命保険契約の締結の際、契約者の本人特定事項(氏名・住所・生年月日等)、職業または事業の内容等の確認を行っています。

→ 参照 くわしくは「ご契約のしおり／約款」、マニユライフ生命ホームページの個人情報保護方針、「犯罪収益移転防止法」にもとづく取引時確認等に関するお問い合わせをご覧ください。